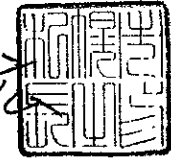


札幌市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月27日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第20号

札幌市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

札幌市老人福祉法施行細則（昭和47年規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
第12条 削除 (措置費に係る請求等)	(措置費に係る請求等)

改正前	改正後
<p>第13条 (略)</p> <p>(措置費に係る精算)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 削除</p> <p>(老人ホーム設置認可申請書)</p> <p>第17条 省令第3条に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書(様式1)とする。</p> <p>(老人ホーム事業開始届)</p> <p>第18条 法第15条第4項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届(様式2)により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(老人ホーム事業変更届)</p> <p>第19条 法第15条の2第2項の規定による届出は、養護(特別養護)老人ホーム事業変更届(様式3)によるものとする。</p> <p>(老人ホーム廃止等認可申請書)</p> <p>第20条 省令第5条に規定する申請書は、老人ホーム廃止(休</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>(措置費に係る精算)</p> <p>第13条 (略)</p>

改正前	改正後
<p><u>止・定員変更</u>認可申請書（様式4）によるものとする。</p> <p>（老人ホーム業務報告）</p> <p>第21条 老人ホームの管理者は、次に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>（老人居宅生活支援事業開始届）</u></p> <p>第22条 法第14条の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業開始届（様式5）</u>によるものとする。</p> <p><u>（老人居宅生活支援事業変更届）</u></p> <p>第23条 法第14条の2の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業変更届（様式6）</u>によるものとする。</p> <p><u>（老人居宅生活支援事業廃止（休止）届）</u></p> <p>第24条 法第14条の3の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式7）</u>によるものとする。</p> <p><u>（老人デイサービスセンター等設置届）</u></p> <p>第25条 法第15条第2項の規定による届出は、<u>老人デイサービスセンター等設置届（様式8）</u>によるものとする。</p>	<p>（老人ホーム業務報告）</p> <p>第14条 老人ホームの管理者は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正前	改正後
<p><u>(老人デイサービスセンター等事業変更届)</u></p>	
<p>第26条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等事業変更届（様式9）によるものとする。</p>	
<p><u>(老人デイサービスセンター等廃止（休止）届)</u></p>	
<p>第27条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（様式10）によるものとする。</p>	
<p>(改善命令による措置結果報告書)</p>	<p>(改善命令による措置結果報告)</p>
<p>第28条 社会福祉法人又は日本赤十字社（以下「社会福祉法人等」という。）は、法第19条第1項の規定により、施設の設備若しくは運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について措置結果報告書によりその処分を受けた日から30日以内に市長に報告しなければならない。</p>	<p>第15条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、法第19条第1項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいて採つた措置についてその処分を受けた日から30日以内に市長に報告しなければならない。</p>
<p>(書類の経由)</p>	<p>(書類の経由)</p>
<p>第29条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>

様式1から様式10までを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。